

2006年1月18日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 口 広

弁護士 五 十 嵐 潤

弁護士 花 垣 存 彦

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1億0578万6386円
33万8000円

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

請求の趣旨

- 1 被告らは各自原告H1と同H2に対し各金5289万3238円ずつ及びこれに対する平成17年7月18日から支払済みまで年5分の割合の金員を連帯して支払え
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決及び1項について仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 はじめに

原告両名の子M子（平成4年12月10日生まれ、以下「M子」という）は、2005（平成17）年7月18日死去した。12歳であった。M子の死は、同女が小児糖尿病I型でインスリン注射を欠かせない体であるにもかかわらず、被告A、同Yが被告堀洋八郎の提唱するとおりに真光元を常用すれ

ば糖尿病が治りインスリンを注射しなくてもよくなると強調するのでこれを信じたM子とその母原告H2（以下「H2」という）が、7月15日からインスリンを持たないまま被告堀洋八郎が主催する恵那市内の「山の家」（被告Bの肩書地であり「次世紀ファーム研究所」と被告堀は称していた。被告堀の信奉者らは「山の家」と称していたので以下「山の家」もしくは「本件現場」という）に療養宿泊したためであった。また、7月16日午後にはH2がパートの仕事のため病身で寝たきりのM子の看病、看護を被告堀、同K、同Bらに託して「山の家」を辞去したのであるから、同被告らは十分M子の病態に注意を払って病院に早急に搬入するなど必要な措置を講じるべきであるのにこれを怠ったため死去したものである。

原告らは被告堀らの刑事上の制裁を望むものであるが、その結論を待ってられないので、本訴に及んだ。

第2 当事者

1 原告

(1) 故M子の父原告H1（以下「H1」という）は、昭和29年3月生まれ、原告H2は、昭和30年2月生まれである。

両名は昭和56年4月に結婚した。長男H3は、昭和59年3月生まれで21歳。長女M子は平成4年12月10日生まれであった。

(2) H1は会社員、H2は主婦である。

原告夫婦と2人の子らは平成5年3月から横浜市内に住んでいたが、居住していたマンション内でのM子に対するいじめが深刻であり、これから逃れるため、平成14年2月に葉山町内の肩書地に転居した。

2 被告堀洋八郎

(1) 被告堀洋八郎（以下「被告堀」という）は、昭和17年9月29日生まれで現在63歳である。昭和40年3月中央大学を卒業して商品販売の営業などをした後、万貴（まんき）株式会社（本店江戸川区中葛西4-18-10）を経営して「真光元（しんこうげん）」なる商品を販売するようになった。

(2) 同被告は薬学博士と自称しているが、その実態は1997年に米国パシフィックウェスタン大学に相当額を支払って博士号を授与されたものであるとされている。

(3) 被告堀が経営する万貴株式会社は、真光元を「難病からの奇跡の生還」を

実現する「神秘のパワー」を有する健康食品だとして販売している。

真光元は、ヒメガマ（ガマ科の多年草）を微粉末にしたもので、一番キメの細かだと称する150gで6万3000円のものから各種ある。

被告堀は、これを風呂に入れたり、飲用に用いると万病に効くと吹聴してきた。

被告堀は「真光元を飲めば糖尿病なんか治るのは朝飯前より夜明け前だ」と喧伝してきた。

(4) 被告堀は同人の肩書地を拠点とする真光元（まこも）神社の宗祖・代表でもある。同神社は被告堀が昭和52年4月25日に感得したという真光元大御神（まこもおおみかみ）をまつるとし、随時礼祭や研修を行って、被告堀のいう「神様にわが人生を預けきる」心構えを持つことの大切さを説いている。

(5) 被告堀は真光元から「光合堀菌」が生じるとし、これは単なる菌ではなく「大宇宙自然界の神霊すなわち大御神（おおみかみ）そのもの」であるとして、この「御霊（みたま）」が己の体内に入ってもらうのだからその「心根と度量と本心が確立されていなければならない」と称してきた。このために9階級の位階を設けて、研修会に何回も参加して心根を高めるよう指導、指示してきた。

このようにして被告堀は、真光元の販売と真光元神社の宗教的活動との相乗作用によって、顧客を集めるとともに各顧客の信奉心を深めるように仕向けて、真光元の売上げ向上を図ってきた。

3 被告K、同B

(1) 同被告両名は同Bの肩書地である次世紀ファーム研究所と称する恵那市内の一軒家に居住して被告堀の指示に従った活動をしている。被告堀の信奉者中でも中心的メンバーである。

(2) 次世紀ファーム研究所は、被告堀の信奉者らが宿泊して被告堀のエネルギーを授与してもらうための宿泊施設として、2002年頃から使用されるようになった借家であり、信奉者らからは「山の家」と称されている。

(3) 被告堀は一年のうち半分ほどは同研究所に寝泊まりしており、その間は被告K、同Bらが被告堀の指示の下で活動している。

(4) 被告Kは、昭和40年3月生まれで、現在40歳。その実妹であるC（昭和44年3月生まれ）とともに真光元神社の巫女（みこ）の立場にある。妹Cは2005（平成17）年4月頃は江戸川区中葛西にある真光元神社

の近くのアパートに生活し、神社の巫女としての活動をしていた。

- (5) 被告Bは真光元の推奨者である医師Dの子であり、2005（平成17）年7月当時、真光元神社のスタッフとして活動していた。

4 被告A、同Y

- (1) 被告Aは、昭和34年3月生まれで、現在46歳。肩書地に夫と長男と同居している。

同被告は看護師の資格を有している。その資格による信用などを利用しながら肩書地で「A（***）自然療法室」を営むとともに、横浜市栄区笠間****には「甲」と称する真光元等の商品を販売する店を営んでいる。また、随時講演会なども行っている。

- (2) 被告Yは、昭和47年2月生まれで、現在33歳。肩書地に両親と同被告の長女と同居している。

同被告は、神奈川県三浦郡葉山町堀内***に「自然食品店乙」を営んでいる。

- (3) 被告A、被告Yともに真光元が万病を治す効果があると他に説明しつづけており、真光元神社の熱心な信奉者である。

とりわけ被告Aは、神奈川県内で随時講演会を主催するなどして多くの人々に真光元の効果を吹聴して、これを推奨してきた。また、真光元神社の信者として「A会」を組織して、その夫が代表者であり、被告Aは副会長として被告堀の活動を支える有力者の一人である。

- (4) 被告Yはその営む「乙」において、真光元を推奨販売するとともに、Aの指示のもとで顧客に接して真光元及び被告堀の特別なパワーを受けるよう推奨してきた。

第3 M子の発病と被告らとの関わり

1 M子の発病

- (1) M子は小学3年生の平成13年10月中旬、食欲が著しく低下して、食べても吐くことを繰り返したため、同月21日、湘南鎌倉病院に入院し、小児糖尿病I型と診断された。

- (2) M子は同年11月6日に退院したものの、この入院中にインスリン療法を開始した。

インスリン投与量は序々に増え、小学6年生の冬、平成17年1月頃は、1日4回必ず注射しないと極度に体がだるくなり、食べ物を吐くなど

の症状（糖尿病性ケトアシドーシスという）を呈するようになった。

このため、M子は毎日、朝起床時、昼食前、夕食前、就寝前の4回注射してインスリン投与を繰り返さねばならなかった。

- (3) M子のインスリン投与は昼食前に小学校でも行わなければならない、その都度まず自ら血糖値を測定した上で、自分で注射をするのであるが、これはM子にとってたいへん負担であった。しかも糖分を取るため時をかまわず、あめ玉をなめなければならなかった。

このようなことから誤解されることも多く、小学校でひどいいじめにあり、糖尿病を何としてでも克服したいという強い気持ちを持つようになった。

- (4) 平成17年1月、小学6年生の冬頃には故M子の糖尿病の病状が悪化して投与するインスリンの量も増える一方であった。また、病気への無理解から小学校でのいじめもひどくなり、M子とH2にとって闘病生活は苦悩の連続で、母と娘で絶望のあまり泣くことも度々であった。

2 H2が被告A、同Yと知り合うまで

- (1) 平成17年1月19日、被告Aとの出会い

ア H2は、折り込み地域紙「湘南よみうり（1月号）」の記事で知った同月19日の鎌倉芸術館における被告Aの自然療法講演会に初めて参加した。その1年ほど前から時々買物をしていた自然食品店「乙」の経営をしている被告Yも同Aのことを推奨した。

イ H2は、その講演会で初めて「真光元」の話を聞いた。そのとき、被告Aは、「今まで10年以上も自然療法を実践講義してきたが、真光元さえあればもう他に何もいらぬ位だ」と言った。

H2は、被告Aの話を聞いて、この人ならM子の病気について何かヒントが得られるかもしれないと思った。

ウ H2は、講演が終了した後、被告Aに対し、「実は私の娘が小児糖尿病I型という病気なので個人的に診てほしいのです。」と言うと、被告Aは、H2を甲に連れて行った。

H2は、同店で被告Aから「本気で治したいなら決して高くはない」などと真光元を買うよう勧められて分包を10袋（粉末の1袋160円）買った。あわせてM子を直接被告Aから診断してもらう日を1月28日に予約した。

- (2) 1月28日の被告AによるM子の診断

ア 1月28日、M子は被告Aの自宅で初めて被告Aの診断を受けた。

イ 被告Aは、診断の際、「真光元さえあればどんな病気もよくなる」と述べ、いろいろな資料を示しつつ、真光元を使うことで病気が治った人の話をした。

さらに、被告Aは、「この真光元を作られた堀博士は、真光元（まこも）神社の宗祖様でもあって、薬学博士でもあるすごい方なんだよ」「真光元神社の神様をお祭りすれば病気も治る」「宗祖様は糖尿なんて病気は朝飯前どころか夜明け前、つまり朝飯前より簡単に治せるって言ってるんだよ」と言った。

ウ 被告Aの説明に地獄に光明を見た思いになった母H2は、被告AのスタッフのEに真光元神社に連れて行ってもらうことになった。

3 真光元を使用する生活へ

(1) H2は、1月25日「真光元」を買い、M子にその日から毎日、真光元入りの風呂に約1時間つからせた。M子は、入浴しつつ真光元入りの水をボトルに入れ、それを飲みながら入った。被告Aが、そのくらい長く入った方が毒出しが早くできると言ったため、そのとおりにした。

(2) H2は、1月28日からは、風呂に加え、毎日寝る前、M子に対し、被告Aの指示通り、マッサージ、アイロン（体を温める）をした。

(3) ところが、1月30日、M子がまた入院する事態になった。病気の悪化に動揺したM子とH2は、被告Aが推奨している真光元や真光元神社の力で何とかなるのなら是非その力で病気を克服したいと、より一層強くわらにもすがり気持ちになっていった。

(4) H2は、M子が入院中であった1月31日ころ、Eと一緒に初めて真光元（まこも）神社に行った。

そこにいたF（多治見支部の責任者とのことであった）らが、「自分もガンだったがこの神様と真光元のおかげでこうして元気でいられるし、ほかにもガンやいろいろな病気で苦しんでいる人がみんな治って良くなってる」「糖尿病が治った人もたくさんいるし、宗祖様（堀氏）は糖尿病なんて、夜明け前、朝飯より前だって言ってるよ」などと言った。このため、H2は、真光元と被告堀はすごい力があるとますます信用する気持ちになった。

(5) 2月1日にM子が退院して以降、M子とH2は自宅で被告Aの指示通りに一生懸命に自然療法を続けた。また、神棚にお札をおまつりして毎日二人で手を合わせた。

買物も被告Yの乙でできるだけ買うようにした。2月初旬、被告Aは同人との連絡は今後被告Yを通してするように言ったのでH2はそのとおりにした。

4 真光元への精神的依存の高まり

(1) 2月7日、被告Aの自宅で、講演会があり、H2は、M子と一緒に参加した。M子はその日初めて被告Aの講演会を聞いた。

被告Aは、この講演でも「真光元」を発明した被告堀がすごい力を持った人であり、「真光元」はあらゆる病気を治す力を有することを再三力説した。この話を聞いたM子は被告堀の力と真光元の効能で自分の病気が治るかもしれないと期待をもつようになった。

(2)ア H2とM子は、毎日欠かさず、被告Aに言われたとおり、約1時間の風呂、マッサージ、度々真光元を飲むこと、神棚に手を合わせることを実行した。被告Yの乙で買物をし、被告Yを介して被告Aの指示を受けた。たまたま被告Aから直接電話があり、Aはその度ごとに真光元神社のすばらしさや、被告堀がいかにすごい人物か話をした。被告Aは、東京都の石原都知事は真光元神社に都知事になれるよう願掛けをしたから、都知事になれたとも言った。

イ 2月中旬以降、M子は少しずつ、顔色も良くなり食欲も大分出てきたように思われた。H2とM子は、被告Aの言うとおりにこれを「真光元」のおかげだと思い込み、被告Aらをますます信用し依存するようになった。

ウ H2は、乙に行く度に被告Yから、「真光元」の効能のすばらしさや、神社の御利益の話がされた。被告Y自身「真光元（まこも）の神様をおまつりするようになってから本当にいろいろな面で良いことばかり続くようになって、お店もお客さんが増えた」と述べた。

(3) 2月中旬、M子が病院で処方されるインスリンの量が増えたので、H2は、被告Aに連絡してインスリンの量が増え続けている不安について話した。

被告Aは「それは真光元の好転反応なのよ。真光元の良い効能がこれから出てくる兆候だから大丈夫よ」「いっその事インスリンを打つのをやめちゃえば」「お医者様の言う量よりインスリンの量を減らして様子を見たら」「それでしばらく様子を見て、調子が良いようならどんどん減らしてみたらいいじゃない」と言った。被告Aは「**という会社の社長をしているGという方も糖尿病で血糖値が800～1000くらいあったのに、真光元を飲んでいるから全然何ともなくなった」と言った。H2とM子は真光元と真光元神社に頼るようになっていたので、被告Aの言うとおりにインスリンの量を減らしていっ

た。

(4)ア その後もM子の病院での検査の結果は悪く、卒業間近の小学校でのいじめもひどくなった。これをH2は被告Aや被告Yに再三相談した。

イ 被告Aは「小学校3年生で発病し、今まで3年半くらい病気になってから期間があるのだから、同じくらい治るのにかかる」と言った。

ウ 被告Yは、「大丈夫。真光元（まこも）の神様が付いていれば絶対大丈夫だから」「とにかく普通の神様ではない、パワーが違う」「業（ごう）が深いからそういう病気になるんだ、それを少しでもよくするには研修を受けるのが一番いいと思います」と言った。

エ 被告Aは、「神様に選ばれた子は、普通の子とレベルが違うんだから仕方がない。どうしても普通の子からは疎ましく思われるんだ」と言った。被告Yも同じようなことを言った。

(5)ア M子は、卒業式の1週間くらい前の3月10日ころ、学校帰りに転んで、顔に大けがをして救急車でかかりつけの湘南鎌倉病院に運ばれた。

イ H2に対し、被告Aは「お医者様から渡された薬は使わずに、傷口に直接真光元を塗りこんでください」「かなりしみると思いますが、そうすれば跡が残らない」と言った。

ウ M子は「真光元」をつけるたびに痛がったが、H2は被告Aが言うのだからこれでよくなると思い込んで真光元をつけつづけた。

エ 被告Yは、「よっぽど業が深いんだから、神様事をよくした方が良い」などと言って、研修会を受けることを以前にも増して強く勧め「研修会を受ければ自分で神通力が使えるようになるし、自分で自分の病気も治せる」と言った。

第4 被告A、同Yの過度の推奨

1 御降臨祭参加の勧誘と参加

(1) 被告Aと被告Yは、3月の終わりころ、H2に対し、「4月末に御降臨祭というものがある。4月25日は宗祖様に神様が降りられた日なのよ。そんなすごい日を記念するお祭りだし、宗祖様から出席するだけですよすごいパワーがいただけるから、出席するといいよ」と強く勧誘した。

H2は、M子のためになるのだからと思い、会費一人2万円を払って、M子と2人で参加することにした。

(2) H2は、4月25日、M子に学校を休ませて、ホテルイースト21東京（江東

区東陽6-3-3)の宴会場で催された御降臨祭に二人で出席した。

被告Aと被告Yは、「これに出れば、宗祖様からすごいパワーが頂けるから、本当に出席できるようになってよかったね」と言った。

(3) 同ホテルでの宴会場での御降臨祭ではまず被告堀の講演会があり、その後パーティが開かれた。

御降臨祭の参加者が多かったことから、H2とM子は、被告堀の信奉者が多いと思い、それだけ信用されているのだからと、ますます被告堀への信奉の気持ちを深めた。

2 研修会への参加

(1) 被告YとAは、御降臨祭が終わって、H2に対し、前にも増して研修会を受けるようにしつこく勧めた。

更に被告Yは、参加費用の支払いが出来ないと躊躇するH2に対し、「研修会の費用は少しずつ払ってくれば良いから、とA先生が言ってます」と言って誘った。

(2) 研修会は5月20日から22日まで、知多半島の四海波という古いホテルで開かれた。被告A、同Yの勧誘を断りきれなくなったH2は、M子に20日(金)の授業を休ませ、2人で参加した。

研修会には、初参加の参加者がH2とM子を含め12人いた。

3日間の研修のあと、H2とM子は、ほかの参加者と同じように、直接被告堀から9級職の任命書を交付された。

(3) 研修会の冒頭一番前列に座らされたH2とM子に対し、被告堀が声をかけたので、両名とも糖尿病で悩んでいると被告堀に説明した。その後体調を悪くしたM子は講演会場の後方に横になっていることが多かった。

(4) 「山の家」(次世紀ファーム研究所)への勧誘

研修会の最後の日、被告Aと被告Yは、H2に対し、「宗祖様からじきじきにお言葉があつて、M子さんの具合が相当悪いようだから、できたら学校を1年間休学させて山の家にいかせたらどうかと言われている」と言った。また、被告Aは、「真光元神社でそういう施設を持っていて、宗祖様からじきじきにいらっしゃいと言われないと行けない所なんだ。そこに泊まれば宗祖様の神通力を親しくいただけるからどんな病気も良くなるんだよ。山の家自体にすごいパワーが充ちているんだよ。おいでと言ってもらえたという事は大変なことなんだよ」などとまるで、そう言われたことがすごく名誉なことのように断定的な言い方で勧誘した。

3 山の家への勧誘と依存の深まり

(1) 被告Aは、H2に対し、その後も再三にわたって「病気が治るなら学校を1年くらい休学させたって一生のことを考えればなんでもない事なんじゃないの」「とにかくすぐ断るんじゃなくて考えてみて」と言って勧めた。

被告Yも、H2が店に買物に行くたびに、「山の家へ行く話、本当に真剣に考えた方がいいですよ、Mちゃんのためなんだから」と再三勧誘した。

(2) H2は、6月1日、鎌倉芸術館において行われた被告Aの講演会に参加した。

講演会のあと、被告Aは、また、H2に対し、「山の家の話考えといてくれた?」「こんなことはめったにない事なんだよ。宗祖様の神通力をいただけるものだから誰もが山の家に行きたいんだけど、行きたくってもなかなか行けないんだから」と言った。

(3) H2は、6月15日、真光元神社で行われたA会定例会なる会合にはじめて参加した。その定例会には、被告Aの誘いで真光元を使っている者ら15名余りが、神社の信者になっており、この定例会に参加していた。

その定例会は、被告堀の教えを中心的メンバーから説明されたり、次にある行事等への呼びかけ等を聞くというものだった。

(4)ア 6月下旬、M子の血糖値の状態はますます悪くなった。

これについては、被告Aと被告Yは、H2に対し、「とにかく真光元を飲んでなさい。もう神通力を頂いたのだから、自分でもできるかぎり、パワーを送るのよ。母親がどんどんパワーを送らなきゃ駄目よ。」と言った。

イ このため、H2は、毎日毎日夜寝る前の「治療」の儀式の際に、一生懸命に神通力を送る仕草を繰り返した。

このころは、H2とM子にとって真光元と被告堀のパワー・神通力が頼りであり、Aの指示は絶対的なものになっていた。

被告A、被告Yの指導に従い、朝は、忙しい時間の合間に母H2とM子の2人で毎日神棚の前で祝詞をあげ、御真名を唱えた。

(5) H2は、被告YとAに誘われて6月30日、M子を学校から早引けさせて、真光元神社で行われた「大はらい」に2人で出席した。

H2は、6月から被告Yの母親の掃除のパートを時々替わってするなどして、出費に備えた。研修会の費用の分割の支払、Aへの分割の支払、そしてそれ以外の各行事への支払など金額面の負担も増えていった。逆にその負担が増えるにつれて、H2はこれだけやっているんだから効いてほしい、M子のため

にも頑張らないといけないと思う気持ちが強まった。

4 「山の家」へ行くことの決定

(1) 被告Yは、6月30日の大はらいの時やその直後、H2に対し、「A先生が夏休みの間だけでも、山に行かせたらどうか、と言っている。」「本来なら以前言ったように、1年間くらい向こうで生活するのがいいんだけど、無理なら夏休みの間だけでも山に行った方がいいと思いますよ。」「とにかく山の家は宗祖様の神通力がいただけるしパワーが違うから、たとえわずかの間でもきっと具合もよくなると思う。」と強く勧めた。

(2) 被告AもH2に対し、「夏休みに入れば、週末には近くの信者のお姉さんや、子供も遊びに来る。」「とても良い所で、空気もいいし、動物もたくさんいるし、近くに泳げる川もある」「夏休み中は高校生とかも山の家遊びに来るし、お友達もできるだろうから」といって勧めた。

H2とM子は、「そんな良い所なら、たまにはそういう所へ行って少し気分を換えて、勉強したり、遊んだりするのもいいかもしれないね。」と話し合い、そこで宗祖様とあがめられている被告堀の神通力をいただけて糖尿病の治療も受けられるのなら病気もよくなると期待するようになった。

(3) 山の家に行くスケジュールは二転三転した。最終的には、7月7日頃になって、Aの指示で、夏休み少し前に山の家に行き、研修会の時まで滞在し、山の家から直接研修会に出て、それで帰るという日程となった。

研修会は、7月24日から26日まで、下呂温泉にあるホテルで行われることになっていた。

(4) 被告Aは、7月7日頃H2に対し、電話で7月15日の午後1時20分に恵那駅に着く電車で山の家に行くよう指定した。

(5) また同被告は7月12日、H2あてにFAXして、山の家住所等を説明した。このFAXを受けたという電話をしたとき、H2は、被告Aに対し、「M子がインスリンを持っていかないとやっているんですが・・・。」と相談した。

すると、被告Aは、「偉い、その心掛けが病気を治すんだよ。すごいじゃない。」と言い、「大丈夫、人間高血糖では絶対死なないから」と言った。さらに、「Gさんなんか、血糖値が800から1000位あったんだけどすごい熱が出て、肝臓かすい臓からものすごい膿が出て治ったんだから大丈夫」と以前と同じ話を繰り返した。

(6) 初は、H2もM子と全く同じ日程で山の家滞りする予定だった。しかし、

H2は、7月17日に被告Yの母親の代わりの清掃のパートの仕事をしなければならなくなった。このためH2は、被告Aの指導で、7月16日にいったん自宅に戻り、17日には葉山町内で仕事をして、その後研修会場でM子と合流することになった。

- (7) H2は、医者に常用するよう言われているインスリンを持参しないで山の家に宿泊することについては、たいへん不安だった。しかし、M子本人が、被告堀はすごい神通力をもっていて、強いパワーがあるという被告Aの話信じて、インスリンなしの生活を実現したいと思っている気持ちは痛いほどよくわかった。H2は、「A先生が大丈夫と言っているんだからきっと大丈夫だ」と考え、インスリンを持って行かないというM子の気持ちを尊重することにした。
- (8) 被告Aは、山の家に行く直前の7月14日も電話で、H2に対し、「山に行けば、あそこ自体にすごいパワーがある。あそこにいるお姉さんたちも、ものすごいパワーの人たちばかりだから、絶対大丈夫。」と、それまでと同様の話を繰り返して母H2の不安を払拭した。

第5 次世紀ファーム研究所（恵那）での事実経過とM子の死

- 1 H2とM子は、7月15日午前8時ころ、家を出て、新幹線と中央本線を乗り継ぎ、午後1時20分に恵那駅に着いた。そこには、スタッフの被告Bがワンボックスカーで迎えに来ていた。

被告Bは、「宗祖様が、夕方戻られるので、それまでこの周辺を案内するように言われてますので。」と言って、恵那溪谷の遊覧船や、恵那溪ランドという遊園地に車で連れて行った後、夕方山の家で連れて行った。

- 2 H2とM子は山の家で被告堀に対し、「このたびはありがとうございます、よろしく願いいたします。」と挨拶した。被告堀は、「ここに来たからには、もう安心、ゆっくりしてってください。」と言った。

H2とM子は、二階の部屋に案内され、そこで休憩した。

- 3 しばらくして、被告堀のものすごい怒鳴り声が出た。建物の入り口の横に並べられていた水槽のうちの一部の水槽の中の魚が、皆死んでしまったらしく、被告堀は、それを世話していた男性スタッフに対し、ものすごい剣幕で、「お前の悪い菌が水の中に入ったから、魚が全部死んでしまったんや。」などと言って叱っていた。

H2は、この家では被告堀が絶対的な存在なのだと痛いほど感じた。

4 夕食

(1) スタッフが、夜7時半ころ、「夕食が出来ましたので」と呼びに来たので、H2とM子が下に降りると、被告堀がまた大声で怒鳴りながら、スタッフにあれこれ命令していた。

(2) テーブルについたのは、H2、M子のほかには、被告堀、被告B、被告K、中年の女性二人、北朝鮮から来たと言われていた被告堀にひどく叱られていた若い男性二人の計7人だった。この7人は翌日もいた。

H2とM子は、被告堀の正面の席に着いた。

(3) 被告堀が「ようこそいらっしゃいました」と述べ、同被告の指示で、被告Bが主唱して「大宇宙本もとす・・・」となえ、皆も唱和した。

その後、被告堀は「お客様の時は、いつも私が自ら料理をします。買い物も私が行きます」「これは1枚で600g以上あります。いつも私はこのようないい肉を食べています。」などと自分の前にある生ステーキを示しつつ大層自慢げに話した。そして、少し切ってフォークに差し、M子の目の前に差し出した。M子は、おそろおそろ口にした。

(4) 夕食のとき、被告堀は、「ところでM子さんはどこが悪いのですか」と尋ねた。M子が「小児糖尿病のI型です」と答えた。H2は「M子は、小児糖尿病のI型という病気で、インスリンを必ず打たなければなりません。でも今回、A先生からこちらへ来れば大丈夫と言われたので、このたびはインスリンを置いてきました。」と言った。

すると、被告堀は、「先生。先生とは誰のことですか」と聞いた。H2が「A先生です」と答えると、被告堀は、怒った様に、「ここでは先生だとか、だれだとかそういう地位はないんだ。そう呼べるとしたら、私以外にはいないんだ。よく覚えておきなさい」と大声で言った。

そして、被告堀は、「良く分かりました。もう大丈夫です」「一生懸命、御真名（ごしんめい）を唱えなさい」「糖尿病なんて、夜明け前だ。朝メシ前より簡単ということだ」と言った。母H2とM子は、被告Aや被告Yらと同じ言い方だったし、被告堀も自信たっぷりの様子だったので、ますます強く期待する気持ちになった。

5 被告堀の施術

(1) 夕食が終わってH2とM子が部屋で10分ほど休んでいると、女性スタッフが「宗祖様がお呼びです」と、被告堀の部屋に来るように言った。

被告堀はくつろいだ格好で寝て、男性スタッフに体や足のマッサージを

させていた。

- (2) 被告堀は、M子に横に来るように言うと、M子の手を握り「お母さんは入ってなくていいから」と言った。被告堀は、二人のスタッフにマッサージをさせながら、M子の手を握り約1時間じっとしていた。そして「私がこうしてさわっているだけで、パワーが送られていくんです」と言った。

被告堀が、1時間程して、「もうよろしい」と言ったので、H2とM子は、部屋に戻った

- (3) H2とM子は、そのまま11時ごろに就寝した。M子は、この間もかなり真光元入りのお茶を何杯も飲んだ。夜中被告堀のすごいびきがH2たちの部屋まで聞こえてきていた。

M子は2段ベッドの下の段に、H2はその床に布団を敷いて寝た。

- (4) H2は、スタッフから、夕食の時に、「ここは朝は遅くて11時ごろ朝昼兼用の食事をします」と言われていたので、16日はその食事が終わったら一人で17日の仕事のために家に戻る予定にしていた。

6 16日の朝

- (1) H2は、翌16日、M子のことが気になって、午前6時前に目が覚め、M子に声をかけた。

M子が「のどが渴いた」と言うので、お茶に真光元を入れて飲ませた。

ところが、M子が「気持ちが悪い」と言うので、H2がすぐ近くにある2階のトイレへ連れて行くと、M子はひどく嘔吐した。M子は、しばらくするとまた戻ってしまうことを繰り返した。

H2は、心配になって誰かに相談したく階下に降りていったが、誰もいなかった。

- (2) かなり時間が経ってから誰かが起きたようだったので、H2は、階下に降り、M子がかかなり戻して脱水症状を起こしている旨伝えた。

間もなく被告Kが部屋に入って来た。

H2は、前日、被告Kが看護師だと紹介されていたので、同被告にM子の様子を伝えると、同被告は「これは好転反応だから大丈夫です」「私もここに来た時は、一週間くらいずっと吐いて、吐いてそんな状態が続いたけれど、その後はケロツとして、その後ものすごく元気になったから大丈夫」

「若いからすぐに好転反応が出るんだ、やっぱり、すごいね」などと言った。

H2は、被告Aから、「山に行ったらものすごいパワーがあるからいろ

いろな症状が出てくるかもよ」と言われていたこともあって、被告Kの説明に納得してしまった。

- (3) M子は、その後も吐いてぐったりしていたが、被告Bや被告Kが、たまにお茶等の水分を部屋に持って来た。

H 2は、看護師だと聞いた被告Kが大丈夫と言うし、被告堀もいるので、病院に連れて行きたいとか、インスリンが必要などと言い出すことが出来なかった。

7 M子との別れ

- (1) H 2は、当初は16日の午前中に山の家を辞去するつもりだったが、できる限りM子のそばにしようと思い、ずっとそばに付き添っていた。

たまに被告Bが来て、M子にパワーを送る仕草をしていた。

- (2) H 2は、午前11時ころ、朝昼兼用の食事に呼ばれた。

M子以外の者がテーブルについた。H 2が、同席者らに「M子の具合が悪いので寝てます」と言うと、同席者らは既にわかっている様子でうなずいた。H 2はM子のことが気懸かりで、パンを少し食べてから「すみません。M子の具合が良くないので先に部屋へ戻ります」と言って先にテーブルを離れた。

- (3) H 2は、食事の後に部屋に来た被告Kや被告Bに対し、「明日仕事があるので、帰らなければなりません」と言った。すると、被告Kや被告Bは、「大丈夫、責任をもってお預かりしますから」「看護師もいますし、様子を見ているから大丈夫です」と言った。

被告Aも大丈夫だと言っていたし、H 2との連絡もちゃんとしてくれると言うので、H 2は、M子を残して午後4時過ぎに辞去することにした。

- (4) H 2が帰る少し前、下に降り、被告堀に対し、「仕事がありますので、いったん戻りますが、何かあったらすぐに連絡下さるよう宜しくお願いいたします。」と言うと、被告堀は「責任を持ってお預かりします」と言った。また、被告Kも、「かなり好転反応が強いけど、責任を持ってお預かりしますから」と言った。

- (5) 被告堀が責任をもって預かると言い、被告KもつきそってM子の症状は好転反応だと言うし、被告Bがパワーを送りに来たり、被告KがM子の病状を見るために部屋に来て脈をとったりして「大丈夫ですよ」と自信ありげに言うので、原告H 2はM子の看護を同被告らに委ねても大丈夫と思いい、辞去したのである。

(6) H 2が帰る時に被告堀に対し、もう一度、「くれぐれも宜しく願います」と頭を下げると、被告堀は、何回も言うなと言わんばかりに「ハイ、ハイわかった」とぶつきらぼうに答えた。

被告Kら他のスタッフは、口々に「大丈夫、宗祖様がいらっしゃるし、何かあったら連絡します。」と言い、H 2を山の家の玄関まで送った。

M子は部屋に寝たままだった。

H 2は、被告Bに、ボックスカーで恵那駅まで送ってもらった。

8 M子の死去

(1) 16日夜、葉山町の自宅に戻ったH 2は、電話をした被告Aから「Gさんの時だってものすごい熱が続いて、身体から膿が出て治ったんだから。人間血糖なんかでは絶対死なないから大丈夫」などと言われた。

(2) 17日昼、仕事を終えたH 2が山の家に電話をすると、被告Kが出てM子の容態について「落ち着いています」「何かあったら連絡します」などと答えた。

(3) ところが、M子は18日午前8時頃、恵那市*****の国民健康保険上矢作病院に救急車で搬入され、午前5時30分頃の死去と認定された。病院搬入時には死去していたと思われる。死因は「不詳」とされた。

(4) 18日午前7時30分頃、葉山町の原告ら方に被告Kから電話があり、「様子がおかしいので病院に運びました」とのことであった。H 2はとるものもとりにあえず自宅を出て山の家に向かった。その途中で警察からH 2の携帯電話にM子の死が通知された。

(5) 同日午後、H 2、H 1と2人の長男H 3は地元の岩村警察署やM子の遺体を司法解剖する岐阜大学医学部などに行った後、H 2がなお信奉していた山の家の被告堀のもとに行って泊まり、19日夜に通夜、20日午前中に葬儀を同所で行った上で、近くで火葬した上、遺骨とともに葉山町の原告ら宅に戻った。

(6) 原告らに対するメディアの取材要請はあったが、特にH 2がなお深く被告堀らを信奉する一方で、M子の急死のため動揺の極にあったため、原告らは取材に応じることができなかった。

第6 被告らの責任

1 被告Aは看護師の資格を有する者として自然療法室を主催するとともに、真

光元神社の信者グループのひとつA会の主催者として、被告堀が薬学博士であり、かつ真光元神社の宗祖として、真光元なる商品を通してM子の糖尿病を治癒させることができると説き、これをH2とM子に信用させた。

2 被告Yは真光元神社の信者であってA会の会員であり、真光元などをその運営する自然食品店で販売していたが、上記被告Aの言説を信用できるものであるとH2やM子に再三述べて、真光元を用い、真光元神社の信者として被告堀のパワーを受ければ、M子の糖尿病は治ると説き、H2とM子にこれを信じさせた。

3(1) 被告Aと被告Yは、ともに自然食品店を営み、かつ被告Aは看護師の資格を有し、自然療法室を営む者であるから、病気に悩む者がその推奨する自然食品や自然療法でその病気が治ると誤信して、適切な科学治療の機会を喪失して死亡することのないよう配慮する義務がある。とりわけ近代医療で容易に治癒しない病気に悩む者は、特殊な自然食品や自然療法によってその病気が治癒すると聞けば、わらにもすすがる気持ちで過度にそれに頼って、適切な近代医療を受ける機会を喪失しがちである。従って、真光元や真光元神社の効能及び被告堀の特殊の能力を推奨するにあたって、被告A、同Yは、H2やM子が過度に信奉して近代医療による治療を受ける機会を損なわないよう注意する義務がある。

(2) ところが、両被告はこのような注意義務を怠り、かえって次世紀ファーム研究所に宿泊して、被告堀のもとにいればその特別の神通力とパワーによって、常用すべきインスリンを注射しなくても生活できると誤信させ、もって7月15日にM子とH2が自宅を出て、同ファームに宿泊療養に行くにあたって、インスリンを携帯せず、このため18日早朝、死に至らせてしまった。

(3) 両被告がこのような注意義務を欠いた推奨をしなければ、M子とH2が3日間もインスリンなしで過ごして死に至るような事態にならなかったことは明白であり、M子の死について両被告は民法719条の責任がある。

4 被告堀、同K、同Bの責任

(1) 被告堀ら3名は、小児糖尿病I型の12歳の少女が2階の部屋で7月16日早朝から再三嘔吐するなどして寝たきりであり、その母親が16日午後4時過ぎに12歳の少女の看病等を再三お願いして被告らが管理差配する同所を辞去したのであるから、それ以降、少女の生命、身体の保護について責任を負う立場にあった。

- (2) 被告堀は、宗祖様と称されて、同所において絶対的権力を有する者であつて、あらゆる意味で同所内での生殺与奪の権限を有する者であつた。同人は、16日午後4時頃、少女の母H2が辞去する際も、「責任を持ってお預かりします」などと言明しており、M子を看護する責任があつた。
- (3) 被告Kは、H2がM子の病変について説明すると「それは好転反応だから大丈夫。私が見てるから安心して」などと述べて、H2を信頼させ、同所を辞去させたのであるからそれ以降、直接M子を看護する責任があつた。
- (4) 被告Bは、自動車を運転してH2を同所から恵那駅まで送り届けるなど、H2と被告堀の連絡係的存在であつた。
- (5) 被告堀、同K、同Bらは、原告H2の辞去後、密接に連絡協議してM子の病状を把握しつつ、少なくとも17日昼までに病院に搬入するか、インスリン投与の措置を講ずるべき義務があつたのにこれを怠つた。
- 5(1) 7月16日午後4時以降、被告らの完全な支配下にある家屋内に、12歳のM子は1人寝たきりのまま残された。インスリンを欠いた小児糖尿病I型の患者については、短期間のうちに高血糖、ケトン症、アシドーシスに陥り死に至るとされている。
- (2) 16日午後4時以降、M子は食事を全くとっていないだけでなく、自ら起きあがることもなく、意識も混濁もしくは喪失状態にあつたと考えられる。
- (3) 現に救急車でM子が運びこまれた上矢作病院の医師は、M子に同行した被告Kの説明に基づいて「7月17日昼頃からは意識は少し落ちてきていた。失禁(+)、自己飲水不可」などと診療録に記載している。かかる記述からも、少なくとも17日昼までに病院に搬入して適切な医学的治療を受けさせるべきであつたことは明白である。
- かかる病状のM子を寝たままに放置して死に至らしめた被告堀、同K、同Bらの責任は重大である。
- 6 被告らは、M子の病名やインスリンを常時注射することを要する者であることを知らなかつたと弁解を試みると思われるが、それは次の諸事実で虚偽であることが明白である。
- (1) 5月20日、21日、22日の研修会以降、被告堀は被告Aや被告Yを介してM子を再三同所に来させようとした。M子とH2は、同所で同堀のパワーを受ければ「糖尿病なんか夜明け前」と言う誘いを受け、真光元で治ると言われたために、インスリンなしで7月15日に同所に宿泊のため赴

いたのである。そうである以上、被告堀は被告Aや被告Yを通して、H2やM子が研修会に糖尿病を治したくて来ていることや、インスリン常用者であること、何の目的で山の家に来るかを聞いていたと考えられる。

(2) 7月15日に来訪したM子とその母親と夕食を共にした時、被告堀はH2から病名とインスリン常用者であることを聞いている。テーブルの正面に席をとって食事をしている初めて来訪したM子らに、被告堀がM子らの事情を聴取しないはずがない。

(3) 7月16日午前11時頃の朝昼兼用食の時、M子は病状悪化のため1階に降りて来なかった。同日午後4時頃H2が同所を辞去するに際して被告堀らに挨拶する際にもM子は2階の部屋で寝たきりであった。

少なくとも12歳の少女が病気で寝たきりで、朝昼兼用食も食べず、母親が辞去する際に見送ることができないほどの病状にあるのだから、被告堀らはそれが何故か、どんな病状かについて、辞去しようとしている母H2から聞いたはずである。少なくともそこで母H2に改めてM子の病態や糖尿病でインスリン常用者であることを言われてその事実を認識していた。

(4) このようにあらゆる観点から見て、被告らがM子の病状やインスリンなしで生活できない者であることを知らなかったはずがない。

第7 原告らのM子の死による損害

平成17年7月18日のM子の死によって原告両名に生じた損害は次のとおりである。

1 葬儀費用等 462,386円

(1) 自宅から現地までM子の父母と兄がかけつけた交通費（往路）

41,590円

（内訳）

H1（自宅から多治見） 12,790円

H2（自宅から恵那） 13,670円

H3（自宅から岐阜大学） 15,130円

復路は被告Aの車に乗って帰ったため、費用はかからなかった。

(2) 霊柩自動車・火葬場使用料

22,600円

（内訳）

霊柩自動車使用料 12,600円

火葬場使用料 10,000円

被告堀らのすすめで、とりあえずの通夜は7月19日夜、葬儀は20日午前に本件現場1階で行い、そのまま近くで火葬した。まだ被告堀の神通力を信奉していたH2はこの勧めに応じた。

(3) 葬儀費用 (寺院)

200,000円

あまり粗略で近親者も出席できない葬儀であったため、原告両名は8月11日、横浜市内の寺院で葬儀をとり行った。

(4) お別れの会費用 (福祉文化会館)

109,946円

(内訳)

会場費 (延長金含む)	5,850円
花代	23,000円
その他雑費	11,096円
司会等お礼	5,000円
プロジェクターレンタル料	10,000円
プログラム印刷代	55,000円

故M子の同級生などの要望もあり、原告両名らは故M子も希望しているという思いから、10月8日公的な会館で故M子の通っていた学校関係者を中心とするお別れの会を行った。

(5) 四十九日法要費用

53,250円

(内訳)

布施	50,000円
食事代	3,250円

(6) 位牌代

35,000円

2 逸失利益 46,324,000円

(計算式)

全労働者平均賃金×(1-生活費控除率)×(67歳まで(55年)のライフニッツ係数-18歳まで(6年)のライフニッツ係数)
=4,881,100円×(1-0.3)×(18.6334-5.0756)
=46,323,884円

故M子が成人する頃には、すでに男女の賃金格差はほとんど解消していると考えられるので、本件では男女計、学歴計、年齢計の平成15年の賃金センサスのデータによるのが適正である。

3 慰謝料 5000万円

- (1) 故M子はその病気が被告堀らによって治ると、同Aや同Yに再三説得されてその旨信じ、被告堀もそれを前提に本件現場に療養としてM子とその母H2を迎えたものである。そのM子が両親からも見守られることなく苦しみの中で死去せざるを得なかった悲しみは察するにあまりある。また、このような形で自分の娘が死去したことの原告両名の苦痛は極めて大きいものである。
- (2) しかも被告堀らは、故M子の死がマスメディアで報じられるや、真光元の格好の宣伝の機会だとして、故M子の死を悼むどころか、そのことを利用して真光元（しんこうげん）の売上拡大を図ろうとした。これまでも被告堀らのグループ内で故M子と同様、真光元の効能に依存しすぎて死亡したり病状が悪化するなど問題になったことが過去に再三ある。それでも反省することなく効能を標榜しつづける被告らによって被った原告両名の苦痛は大きいものがある。本件ではかかる制裁的要素を考慮するべきである。
- (3) かかる事案の性格上、交通事故基準より高額の5000万円が認められるべきである。

4 弁護士費用 金900万円

原告は上記損害を回復するため、原告訴訟代理人弁護士らに委任して本訴を提起することを余儀なくされ、着手金等弁護士費用の支払いを約した。このうち、被告に負担させるべき弁護士費用は、上記財産上の損害の1割に相当する金900万円が相当である。

- 5 以上合計金1億0578万6386円の損害について原告両名は各2分の1ずつの請求権がある。

第8 結論

よって、原告両名は被告らに対し、民法709条、719条に基づく損害賠償として、請求の趣旨記載の金額及びこれに対する、M子が死去した日即ち一連の不法行為による損害発生の日である同記載の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 資 料

追って提出する。

添 付 資 料

1. 訴訟委任状 1通

当 事 者 目 録

〒240-0112

神奈川県三浦郡葉山町*****

原 告 H1

〒240-0112

神奈川県三浦郡葉山町*****

原 告 H2

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目15番9号さわだビル5階

東京共同法律事務所（送達場所）

電 話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山 口 広

弁護士 五 十 嵐 潤

弁護士 花 垣 存 彦

〒134-0083

東京都江戸川区中葛西*****

被 告 堀 洋 八 郎

〒249-0008

神奈川県逗子市*****

被 告 A

〒240-0112

神奈川県三浦郡葉山町*****

被 告 Y

〒508-0000

岐阜県中津川市*****

被 告 K

〒509-7200

岐阜県恵那市上矢作町3258-18次世紀ファーム研究所内

被 告 B